

財産形成貯蓄申込書等記入要領

I 財産形成貯蓄の申込みにあたって

- 1 財産形成貯蓄には、「(一般)財産形成貯蓄」、「財産形成年金貯蓄」及び「財産形成住宅貯蓄」の3種類があり、後の2つは一定の限度額まで非課税となっています。
- 2 「財産形成年金貯蓄」は、在職中に積み立てた資金を原資に、60歳以降に年金として払出しを受ける制度です。
- 3 「財産形成住宅貯蓄」は、自分で住むための住宅の建設、購入又は大幅な増改築等を目的として資金を積み立てる制度です。
- 4 上記のどちらも、目的外の払出しをした場合は課税扱いとなりますので、ご注意ください。
- 5 同時に2種類以上の契約を行う場合には、契約ごとに申込書を提出してください。
- 6 申込書の作成にあたっては、ボールペンで強く記入するとともに、所定の箇所に押印してください。

II 財産形成貯蓄、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄申込書等(以下、「申込書等」という。)について

- 1 申込書等中、選択肢のある項目については、□の中にレ印を付し、選択してください。ただし、非課税の申込みに関しては、表題の〔 〕中、「財産形成非課税年金」、「財産形成非課税住宅」のいずれか一方を選択し、表題及び申込文2の中での不要な字句を二重線で抹消してください。
- 2 「取扱金融機関等」は、支店等の名称まで記入してください(生命・損害保険会社にあつては「支店名」の記入は不要)。
- 3 「勤務先」欄は、所属省庁及び局、所等の名称を記入してください。
- 4 「職員番号」及び「所属部課番号」は所属省庁で記入します。
- 5 「貯蓄の種類(種別)」欄は、次の中から1つ選んでその名称を記入してください。また、カッコ内に次の右のカッコ内の該当する号数を記入してください。

1 枚 目 の カ ッ コ 内

(貯蓄の種類)	〔 財 産 形 成 年 金 貯 蓄 〕	〔 財 産 形 成 住 宅 貯 蓄 〕	(財産形成非課税(年金・住宅)貯蓄申告書の「種別」欄)
①「期日指定定期預金(反復預入)」	(租規第3条の11第1項第1号)	(租規第3条の2第4号)	} 預貯金
②「定額貯金」	(租規第3条の11第1項第1号)	(租規第3条の2第4号)	
③「自動継続定期預金」	(租規第3条の11第1項第2号)	(租規第3条の2第5号)	
④「積立定期預金」	(租規第3条の11第1項第2号)	(租規第3条の2第2号)	
⑤「金銭信託」	(租規第3条の11第1項第4号)	(租規第3条の2第6号)	} 合同運用信託
⑥「金銭信託プラス貸付信託」	(租規第3条の11第1項第5号)	(—————)	
⑦「利付金融債」	(租規第3条の11第1項第8号)	(租規第3条の2第8号)	} 有価証券
⑧「利付金融債(利子一括払)」	(租規第3条の11第1項第8号)	(租規第3条の2第8号)	
⑨「公社債投資信託」	(租規第3条の11第1項第6号)	(租規第3条の2第7号)	
⑩「株式投資信託(50)」	(—————)	(—————)	
⑪「株式投資信託(30)」	(租規第3条の11第1項第6号)	(租規第3条の2第7号)	
⑫「国債プラス社債」	(租規第3条の11第1項第6号)	(租規第3条の2第7号)	} 生命・損害保険の 保険料
⑬「国債」	(租規第3条の11第1項第6号)	(租規第3条の2第7号)	
⑭「生命保険」	(租規第3条の11第1項第9号)	(租規第3条の2第9号)	
⑮「損害保険」	(租規第3条の11第1項第9号)	(租規第3条の2第9号)	

- 6 「積立開始日」、「積立終了日」及び「保険期間」の記入は、次によってください。

- ① 財産形成貯蓄(積立定期預金を除く)及び財産形成住宅貯蓄の場合は、「積立開始日」欄に記入してください。
なお、「生命保険」及び「損害保険」については、これに加え、「保険期間」欄にも記入してください。
- ② 財産形成年金貯蓄及び「積立定期預金」の場合は、「積立開始日」欄及び「積立終了日」欄に記入してください。
なお、「生命保険」及び「損害保険」については、「積立終了日」欄は年齢のみ記入してください。
(「積立定期預金」の満期は「積立終了日」の3か月後になります。)

7 「非課税最高限度額」欄は、住宅貯蓄の場合550万円、年金貯蓄の場合550万円（生命・損害保険の場合は385万円）を限度として記入してください。この場合、最高限度額は既に非課税貯蓄をしている財形貯蓄の最高限度額と合わせて550万円を超えないようご注意ください。

ただし、ゆうちょ銀行の一般財産形成貯蓄の場合にあつては、本欄の「非課税最高限度額」及び「㊤」の文字を抹消したうえ、550万円を限度とした積立最高限度額を記入してください。

8 財産形成年金貯蓄の申込者は、「年金の支払に関する事項」を記入してください。

① 「支払開始日」欄には、申込者が60歳以降（積立終了日から5年以内（定期預金の場合は6か月以上5年以内、信託の場合は3か月以上5年以内））の年月日を記入してください。この場合、各金融機関等によって支払開始日が異なりますので、日付については下表「支払開始の日付」欄によってください。

なお、「生命保険」の場合は、年齢のみを記入してください。

② 「支払期間」欄は5年以上20年以内の年数を記入してください。

「生命保険」の場合はこの欄に記入せず、「年金支払方法」欄の確定年金の種類を指定してください。

なお、普通銀行・労働金庫・信用金庫・信用組合の場合は21回以上80回以内の範囲内で総支払回数の指定も可能です。

③ ただし、ゆうちょ銀行の財産形成年金貯蓄の場合は、「支払開始日」欄及び「支払期間」欄には記入せず、「ゆうちょ銀行の財産形成年金貯蓄の支払期間」欄に記入してください。この場合、支払開始月は、支払開始月の初日における申込者の年齢が満60歳以上で積立終了月の翌月から支払開始月の前月までの期間が5年以内（支払方法が通増型の場合は、6か月以上5年以内）の月を記入してください。また、支払終了月は、支払開始月から5年以上20年以内の月を記入してください。

④ 「年金支払方法」欄については、各金融機関等ごとに、下表の区分により選択してください。

金融機関等	支払方法	支 払 回 数		支払開始の日付
普通銀行・労働金庫 信用金庫・信用組合	定 額 型	年4回（3か月毎払）		1～28日
信 託 ・ 証 券	定 額 増 型	年4回（3か月毎払）		信託 15日 証券 28日
長期信用銀行 商工中金・農林中金	定 額 増 型	年4回、12回		27日
生 命 保 険	確定年金(定額型) 終身年金(定額型) 終身年金(通増型)	年1回、4回	(支払年数) 6年、10年、15年 終身	年齢のみ記入
損 害 保 険	定 額 増 型	年1回（支払年数6年以上）		年齢のみ記入
ゆうちょ銀行	定 額 増 型	年1回、2回、3回、4回、6回、12回		ゆうちょ銀行の財産 形成年金貯蓄の支払 期間の欄のみ記入

9 財産形成住宅貯蓄の申込者は「住宅資金の不足額の支払方法」欄の、予定する借入方法を単一又は複数選択してください。

Ⅲ 財産形成非課税（年金・住宅）貯蓄申込書等について

- 1 表題の「年金」、「住宅」のいずれか一方を選択し、表題及び申告文中の不要な字句を二重線で抹消してください。
- 2 「種別」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「受入機関の営業所等」欄には、名称は必ず記入してください。
- 4 最高限度額の記入についてはⅡの7を参考にしてください。

Ⅳ その他

- 1 Ⅱの5以外の商品（保障型の生命保険契約を含む）については、各金融機関等所定の用紙を使用してください。
- 2 上記のほか、ご不明な点については、所属省庁又は金融機関等の担当者にお尋ねください。